（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三航空総隊司令部の項中「航空総隊副司令官」を「航空総隊副司令官　航空総隊戦術官」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年八月一日から施行する。

防衛大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉
内閣総理大臣　安倍　晋三

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十一号

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害を定める政令

内閣は、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害として、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第七十六号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条の十一第一項中「法附則第二十条の二第二項」を「法附則第二十条の二第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項に規定する者であつて追加費用対象期間（施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。）を有するものに対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「並びに前条並びに地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第五条の十一第二項において準用する同条第一項」とする。

第十一条の七の二第一号中「次号及び第三号」を「次号から第三号の二まで」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　施行法第十三条の二、第二十二条の二及び第二十七条の二並びに昭和六十年改正法附則第二十一条及び第九十八条の二から第九十八条の四まで並びに昭和六十一年経過措置政令第二十五条の二及び第三十一条の二の規定による年金である給付の額の算定に関する情報の提供等に係る組合と厚生労働大臣及び国家公務員共済組合連合会の経由に係る事業

附　則

この省令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

告　示

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第五号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域を平成二十五年七月十七日をもって次のとおり指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

離島振興対策実施地域

地域名	県名	指定地域	備考
沖島	滋賀県	近江八幡市沖島	
前島	岡山県	瀬戸内市前島	
似島	広島県	広島市似島	
小豆島	香川県	小豆郡土庄町小豆島、沖之島、同郡小豆島町小豆島	昭和三十二年十二月二十五日総理府告示第五百九号をもって公示した直島諸島のうちの小豆郡土庄町豊島、小豊島を編入して小豆島とする。
忽那諸島	愛媛県	松山市興居島	昭和三十二年八月十六日総理府告示第三百七十九号をもって公示した忽那諸島に追加し、同告示をもって公示した安居島を含め忽那諸島とする。

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第六号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を次のとおり一部解除し、平成二十七年四月一日から施行することとしたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

離島振興対策実施地域の指定解除地域

地域名	県名	指定解除地域	備考
沼島・灘	兵庫県	洲本市中津川組、同相川組、同畑田組、南あわじ市の一部（旧三原郡南淡町大字潮崎、同下灘、同吉野、同宇野）	昭和三十九年七月九日総理府告示第二十六号をもって公示した沼島・灘の一部を解除し、沼島とする。
高島	島根県	益田市高島	昭和三十六年九月二十七日総理府告示第二十五号をもって公示した高島を解除する。